

■委任状作成の心得

- ① 委任者となる納税義務者若しくは相続人代表者が必要事項を記入するとともに、委任者の「氏名又は名称」欄に実印を押印のうえ、印鑑登録証明書（発行日から3ヵ月以内のもの。写しも可ですが拡大・縮小は不可です。）を添付してください。
- ② 「納税通知書」に記載されている住所（所在地）・氏名（名称）から変更がある場合は、変更が確認できる書類（住民票、履歴事項全部証明書等。写し可。）を添付してください。
- ③ 納税義務者が死亡されている場合について
(1)相続人全員の署名・押印のある遺産分割協議書（写し可。遺産分割協議成立申立書は不可。）、(2)死亡したことがわかる書面（除籍の謄本等。写し可。）、(3)相続人代表者の印鑑登録証明書（写し可。）、(4)全ての相続人が確認できる書面（改製原戸籍等。写し可。）の4点を併せて添付してください。
委任者の「氏名又は名称」欄には、相続人代表者の実印を押印してください。遺産分割協議書の相続人代表者は実印の押印が必要です。
- ④ 委任者（納税義務者）が外国へ転居されている場合について
 - ・委任者の「住所及び氏名」欄は、納税義務者の日本国での最終住所と氏名を日本語で記入してください。
 - ・在外日本国大使館・領事館が発行した「サイン（署名）又は拇印証明書」（発行日から3ヵ月以内に限る。）を添付してください。この証明書には、氏名、国外での住所、生年月日、サイン（署名）又は拇印の記載が必要です。
 - ・委任状中の字句の訂正が必要なときは、訂正箇所又は捨印欄に、納税義務者のサイン(署名) 又は拇印し、訂正してください。
 - ・併せて、自動車検査証に記載のある住所（又は納税通知書送付先住所）から、外国へ転出前の国内最終住所地までのつながりがわかる住民票の除票（転出国の記載が必要です。写し可。）を添付してください。

【注意】

- イ. 委任者となる納税義務者とは、当該課税年度の納税通知書に記載されている方（4月1日午前零時時点の所有者等）で抹消登録時点の所有者とは限りません。
- ロ. 金融機関での換金手続きに支障が生じることがありますので、楷書で明瞭に記載、かつ摩擦熱でも消えることのない筆記具を使用してください。
- ハ. 当該課税年度の賦課期日（4月1日午前零時の時点等）において、他の都道府県で課税がある場合は、その課税のある都道府県で過誤納金の処理が発生しますので、当該都道府県にお問い合わせください。
- ニ. 過誤納金の受取りは、委任者となる納税義務者を名宛人とした支払通知書を、提出された委任状とともに郵送いたしますので、取り外さずに支払通知書記載の支払指定銀行（払渡銀行）に持参してください。なお、受任者の判断において、自身の取引金融機関（ゆうちょ銀行及びインターネット専業銀行は対応しておりません。）によって過誤納金を支払指定銀行から取り立てて預金口座に入金させる場合は、金融機関所定の手数料がかかる場合があります。また、大阪府内の金融機関で入金手続きをする場合でも、金融機関所定の手数料がかかる場合があります。詳しくは取引金融機関にお問い合わせください。
- ホ. 委任状に記載漏れ・記載誤り又は添付書類の不備等がある場合は、提出書類一式を返却します。この場合、事務処理が間に合わず受任者において過誤納金の受け取りができないことがありますので注意してください。
- ヘ. 1年を経過しても過誤納金が発生しない場合は、委任状は無効なものとして添付書類を含め破棄します。

【提出先・問い合わせ先】

〒543-8511 大阪市天王寺区伶人町2番7号
大阪府大阪自動車税事務所 納税第五課
TEL 06-6775-1361